

給与が103万円や130万円の壁を超えると損をするのか？

103万円に壁はあるのか

給与には、その収入金額に応じた経費として、給与所得控除額が認められています。このとき、給与の収入金額が162.5万円までは、給与所得控除額は最大で55万円まで控除できるのです。これ以外に、本人の合計所得金額が2,400万円以下であれば、48万円の基礎控除という所得控除が認められています。給与所得控除額の55万円と基礎控除の48万円を合算した金額が103万円となります。つまり、103万円を超えると、所得税がかかる可能性があるのです。ただし、絶対ではありません。というのも、基礎控除以外の所得控除があるからです。

例えば、生命保険料を支払っていれば、生命保険料控除、IDECOに加入していれば、小規模企業共済等掛金控除が認められ、給与が103万円を超えていても所得税はかかりません。

扶養控除と配偶者控除について

それでも新聞では、働く人には「103万円の壁」があると報道されています。これは、給与が103万円を超えると、扶養している側である親の所得税が増えてしまうことを意味しているのです。

まず、年齢が16歳以上の配偶者以外の親族の合計所得金額が48万円以下（給与のみであれば103万円以下）であれば、親の扶養控除の対象となります。扶養控除の金額は、下記の表のとおりです。

年齢	控除額
19歳以上 23歳未満	63万円
上記以外	38万円

もし、親の扶養控除の対象となっていた子供が稼ぐアルバイトの給与が年間103万円であったとしても、例えば、生命保険の満期保険金を受け取り、それが支払った保険料よりも高ければ所得が合算されて合計所得金額が48万円超となり、扶養控除の対象外となってしまうのです。

次に、配偶者がいる場合で、妻の合計所得金額が48万円以下（給与のみであれば103万円以下）ならば、配偶者控除の対象となります。ただし、夫の合計所得金額によって、配偶者控除の金額は下記の表（妻の年齢が70歳未満を前提）のとおり変動します。

そして、夫の合計所得金額が1,000万円超となると、そもそも配偶者控除の適用はなく、妻の給与が103万円超となっても損はしません。

夫の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1千万以下
控除額	38万円	26万円	13万円

さらに、妻の給与が103万円を超えたとしても、配偶者特別控除の対象となります。配偶者特別控除では、妻の給与が103万円を超えて150万円までは、配偶者控除と同額の控除額が認められているのです。

つまり、配偶者である妻の給与が103万円を超えたとしても、150万円までは夫の所得税が増えることはないのです。

社会保険料の扶養の条件とは

所得税のことばかりではなく、社会保険料についても扶養の範囲を知っておく必要があります。社会保険については、親（夫）が加入している健康保険組合によってもルールが変わってきます。それでも、協会けんぽでは、親の扶養に入る条件として「対象者となる親族の年間収入が130万円未満（60歳以上であれば180万円未満）であり、かつ親の年間収入の2分の1未満である場合」とされています。もし、妻や子供がこの条件を満たせば、自分の給与から社会保険料を支払う必要はなくなるのです。このとき、生命保険の満期保険金のような一時的な収入があったとしても130万円の判定には含めないとされています。

また、従業員数が101人以上の会社で働いている場合には一定の要件を満たすと給与が106万円以上で社会保険の扶養から外れることになります。

このことは働く側だけではなく、従業員を雇用する会社側も、給与の壁があることを知っておく必要があります。

2023年5月 ～お仕事備忘録～

個人住民税の特別徴収が今月から変更になります。
また、労働保険の年度更新なども早めに手続きしておきましょう。

個人住民税の特別徴収（新年度がスタート）

住民税の徴収方法が特別徴収の事業者は、6月から新年度の特別徴収税額となります。6月は端数調整があるため、毎月の徴収金額と相違している場合があります。もし、毎月の徴収金額と相違している場合には、徴収金額に注意しましょう。

個人住民税の納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合は、各市町村へ申請をすることで納期の特例が受けられます。納付期日は毎年6月10日（2023年は6月12日）と12月10日（2023年は12月11日）の年2回です。

毎月納付の手間は省けますが、一度に納める金額は大きくなります。資金が不足しないように、計画を立てておきましょう。

賞与支払届の提出

賞与を支給した場合には、従業員から社会保険料を徴収し納付する義務があります。支給日より5日以内に所轄の年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）に賞与支払届を届け出ることになっています。なお、賞与支払届についても、労働保険の年度更新と同様、特定法人は電子申請義務化の対象となっています。

お中元の手配、暑中見舞いの発送準備

お中元の発送リストは重複がないかなどのチェックを行い、数を確定させます。その後、贈答品の選定や発注を行います。贈答の品は持参することが前提です。もしデパート等から配送する場合には、別便で手紙を送りましょう。

また、暑中見舞いは挨拶文の手配を早めに済ませ、同時進行で差出先の名簿を整え、宛名書きも始めましょう。

セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！
たった5年で売上が7倍<7億円>に！
幹部と一緒に作る！！

経営計画書作成セミナー

経営計画を立てると会社が生まれ変わる！
◎専門家がマンツーマンで丁寧にお教えします！
◎何でも質問OKです！

日程 2023年06月12日(月)

時間 10時～17時（受付9時45分～）

会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします

参加料 30,000円（税抜）【定員5社様】

*おひとり様追加毎に+5,000円（税抜）となります。

お問い合わせ TEL : 097-529-5757 高山
申し込みフォーム：

https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0ziblyPjigL_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit



事務所紹介

HAPPY BIRTHDAY

*5月2日(火) 5月誕生会

5月生まれの方を事務所全員で祝いました。
所長よりプレゼントの贈呈がありました。



Blog と Facebook で事務所の様子や
職員の日常を紹介しています！
どうぞご覧下さい。

Facebook



HP



Instagram



プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話：097-529-5757（総務通信担当者宛） メール：soumu@ideasoken.jp